

続 新漁業法と都道府県の水産行政

——沿岸漁場管理——

主任研究員 田口さつき

1 養殖を戦略的に振興

2018年12月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、新漁業法の20年12月13日期限の施行日に向け、19年11月8日には省令案などが意見募集中案件として公示され、12月7日に締め切られた。

水産庁によれば漁業法の見直しの目的は「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させる」ことであり、その一環として「国内外の需要も見据え、戦略的に養殖を振興」することを打ち出した。この養殖に関連深いのが漁業権制度であるが、当然、この制度も大いに変更された。

2 沿岸漁場管理は難しい調整が増える

まず、海区漁場計画の策定過程が変更された。知事は漁業権を免許するに先立って、海区漁場計画を策定する(第62条 現行法第11条を大幅に変更、第64条 新設)が、その際には各方面からの要望を踏まえつつ、利害関係者の意見を聴かなければならない(第64条)とともに、主体的に利害関係者間の調整を行わざるを得ないこととなった。さらに管轄海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面を漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めることも義務づけられた(第63条第2項 新設)。

特に養殖漁場の物権である区画漁業権については、知事は計画策定の時点で漁場について個別漁業権(個人に漁業権を免許)と団体漁業権(団体に漁業権を免許)の別を示さなければならなくなった。これは極めて大きな変更点と言える。現行法は区画漁業権のうちノリ養殖

等は、漁場利用において団体的規制が不可欠として「特定区画漁業権」と規定し、地元漁協を免許の優先順位の第一位と定めていた。しかし新法は「優先順位」の考え方を否定し、関係条項を大きく削除してしまった。

これまでは、海区漁場計画を策定する際の養殖業者とその他漁船漁業者間の漁場利用上の利害調整は、地元漁協が自ら行って、総会、部会または関係業者会等で同意が得られたもののみ、漁協が知事に海区漁場計画の樹立要望を行ってきた。しかし今後は、養殖適地に個別漁業権を設定する場合には、知事が企業や個人の被免許者を事前に特定したうえで、そのための漁業調整などの難しい仕事も全て都道府県自らが行うことになる。

漁業権の免許にかかる事務は、都道府県の自治事務である。しかし新法は、農林水産大臣が我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、知事に対し、海区漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他海区漁場計画に関して必要な助言(第65条 新設)、さらには特に必要と認めるときは海区漁場計画を変更すべき旨の指示をすることできる(第66条 新設)とした。都道府県が難しい利害調整を乗り越えて作成した海区漁場計画が、農林水産大臣の指示で急きょ変更を余儀なくされる事態も絵空事ではなくなったのである。

ところで免許を受けた漁業権者は、資源管理の状況や漁場の活用状況等、農林水産省令で定められた事項を知事に報告しなければならない(第90条 新設)が、その際、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用

第1表 都道府県の水産行政に関連する指標

(単位 %、免許)

	養殖業産出額が漁業産出額に占める割合	水産行政職員1人当たりの漁業権の免許数 ^(注1)
北海道	11.2	3.7
青森	32.9	2.5
岩手	24.1	2.9
宮城	31.3	6.6
秋田	2.8	2.8
山形	0.0	0.4
福島	-	0.8
茨城	※	0.8
千葉	9.9	1.3
東京	※	0.7
神奈川	2.4	2.8
新潟	3.5	5.2
富山	0.4	6.0
石川	1.6	6.8
福井	4.4	5.9
静岡	4.2	2.7
愛知	28.8	4.4
三重	42.6	11.1
京都	21.5	2.9
大阪	3.4	2.4
兵庫	45.2	9.0
和歌山	36.8	5.9
鳥取	6.2	0.8
島根	1.9	4.5
岡山	69.0	15.1
広島	71.0	18.6
山口	12.1	3.5
徳島	45.9	7.5
香川	63.4	16.1
愛媛	72.1	12.2
高知	42.5	9.2
福岡	64.2	3.8
佐賀	85.3	19.2
長崎	35.8	8.4
熊本	85.8	5.6
大分	66.0	3.4
宮崎	26.7	1.1
鹿児島	68.3	8.1
沖縄	40.9	10.6
平均	32.3	6.0

資料 総務省「地方公共団体定員管理調査」、農林水産省「漁業産出額」(2017)、水産庁調べ

(注) 1 漁業権は、①定置漁業権、②特定区画漁業権、③共同漁業権の合計。

①と②は15年5月時点の数値、③は13年9月の切替後の数値。
2 ※は数値の一部が個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表されていないため、正確な数値ではない。

していないとき等の場合、知事は指導を行わねばならない(第91条 新設)し、その指導に従わないときは勧告(第91条)や漁業権の取消し

(注1) 現行法にも取消条項はあるが、新法では「適切かつ有効」に漁場を利用していないとみなされると、個別漁業権でも団体漁業権(組合員の漁業行使権を含む)でも、取り消される恐れがある。

(注2) 水産行政職員とは、漁業調整取締、漁場整備、水産技術の改良普及、その他水産業に関する仕事を行う職員。

等を行わなければならない^(注1) (第92条 新設)。しかし個別具体の指導を行うには、事実関係を担保する証憑等が必要であり、第90条の報告に加えて都道府県自らの現場確認や各種の追加調査が必要となることは必至である。

3 都道府県の職員配置について

予想される業務拡大の前に現状の水産行政^(注2)職員の配置状況を都道府県ごとに確認してみたい。第1表は都道府県の水産行政に関連する指標として、①養殖業産出額が漁業産出額に占める割合、②水産行政職員1人当たりの漁業権の免許数を示した。①から西日本で養殖が漁業産出額に占める割合が高いことがわかる。また、②は都道府県間の差が大きい。さらに、養殖産出額が6割を超える養殖の重要性が高い地域ほど②のばらつきが大きいことがわかる。

4 都道府県の水産行政職員の見解

都道府県議会の会議録によると、沿岸漁場管理に関する質疑がなされたのは31都道府県である。うち22都道府県で漁業権を免許する際の優先順位の廃止について質疑応答がなされたが、そのなかの18道県は「既存の漁業権者である漁協等が『適切かつ有効に』漁場を利用している場合は知事が漁協等に対して継続して免許することとなるので、既存の漁業権者に影響はない」とした。養殖業への民間企業の参入促進については、養殖業が盛んな地域はすでに適地漁場の大半が漁協や漁業者に活用されていることから、「新たに企業が参入する余地はほとんどなく、影響は極めて小さい」(熊本県)といった答弁であった。

<参考文献>

・水産庁「水産政策の改革について」<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-18.pdf>(2019年12月5日最終アクセス)

(たぐち さつき)